

1世帯につき3頭まで！

平成30年度

のら猫の避妊・去勢手術 料金の一部を助成します

耳先のカット
は手術済みの
証です！



猫が集団で生息している地域では、猫の糞尿や鳴き声等による生活環境の悪化が問題です。さらに、所有者のいない猫(のら猫)が産んだ子猫の引取りや、交通事故等による負傷猫や死亡猫の収容も多く、本市にとっては、大きな課題となっています。

これら猫問題の解決もしくはその軽減のためには、飼い猫の室内飼いを推進するとともに、のら猫がこれ以上増えないように避妊・去勢手術を受けさせ、その地域で管理していく市民の取り組みが必要です。

豊中市では、市内に生息するのら猫に避妊・去勢手術を受けさせその費用を負担した市民に対し、手術料金の一部を助成することで、市民の取り組みを応援しています。

のら猫の避妊・去勢手術をする人へお願い

- 避妊・去勢手術後の猫のうち譲渡可能な猫については、終生屋内飼養をする人への譲渡に努めてください。
- 避妊・去勢手術後の猫を、手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、エサの適正な管理などにより周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めてください。
- 必要に応じて、猫に避妊・去勢手術済みであることが分かる識別措置(耳先のカットなど)を講ずるよう努めてください。
- 他人の飼い猫を勝手に捕獲しないよう十分確認してください。
- 手術のための捕獲が難しい場合は、捕獲器の貸し出しも行っていますので保健所までご相談ください。
- 手術を依頼する動物病院とは、事前に十分に打ち合わせを行ってください。

＜申込及び問い合わせ先＞

豊中市保健所 衛生管理課

〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1

TEL:06-6152-7320

URL: <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/pettp-inuneko/noraneko/noraneko.html>

制度の詳細

<対象>

申し込みできる人：豊中市内に生息するのら猫に避妊・去勢手術を受けさせ、その費用を負担した市民

手術期間：**平成30年(2018年)1月1日から12月31日**までに実施された手術

対象動物病院：**豊中市内で開業している動物病院**で手術を受けていること
(市外の動物病院は不可)

<助成頭数と助成額>

助成頭数：**200頭まで(現在の申込数は、市ホームページで確認できます。)**

助成額：**1頭につき5,000円**(ただし、手術費用の額が5,000円を下回る場合は支払った額)

<申込方法>

手術実施後、必要事項を記入した猫避妊・去勢手術助成金交付申込書を1頭毎に作成し、保健所に持参又は郵送してください。1世帯3頭まで申し込みすることができます。

申込書は保健所の窓口で配布しています。また、豊中市のホームページからダウンロードすることもできます。

記入時の注意点

- ・印鑑は朱肉を使ってください。誤記は訂正印を押印し修正してください。
- ・**申請書等に消せるボールペンは使用できません。**
- ・動物病院に<獣医師証明欄>の記入・押印を依頼し、記入を受けた上で提出してください。
- ・申込書の裏面に避妊去勢手術の領収書(原本)を貼り付けしてください。

<申込受付期間>

受付期間：**平成30年(2018年)5月1日から平成31年(2019年)1月21日(郵送は必着)**

申し込みは随時、先着順にて受け付けます。**受付期間内であっても予算額の上限に達した時点で受付を終了**します。(同時刻に定員を超えた場合は抽選になります。)

<交付等の決定>

・**交付決定は先着順に行い、同一申込世帯に対し一年度中3頭を上限とします。**

・申込書の内容を審査し、交付を決定した方には「猫避妊・去勢手術助成金交付決定通知書」及び「助成金交付請求書」を送付します。通知書を受け取った月の月末までに請求書を保健所に提出してください。

・不交付を決定した方には「猫避妊・去勢手術助成金不交付決定通知書」により通知します。

助成金振り込みまでの流れ

4期に分けて交付決定通知書、請求書を送付します。

① 受付開始から5月21日までの受付

6月初旬に決定通知書送付→6月末まで請求書受け付け→7月末に助成金振り込み

② 5月22日から8月20日までの受付

9月初旬に決定通知書送付→9月末まで請求書受け付け→10月末に助成金振り込み

③ 8月21日から11月20日までの受付

12月初旬に決定通知書送付→12月末まで請求書受け付け→1月末に助成金振り込み

④ 11月21日から1月21日までの受付

2月初旬に決定通知書送付→2月末まで請求書受け付け→3月末に助成金振り込み